

卷頭言

今、自民党憲法改正草案を阻止するために—

中林 憲一

1、自衛隊を九条に[三項として]明記するとはどういうことを意味するか

私は、日本国憲法（前文・九条）を掲げる我々日本人には、個別的自衛権のみならず集団的自衛権も認められていると考えている。ただし、その「自衛権」とは、「戦力」（武力＝軍事力）をもってするものではない。武力＝軍事力はこれを放棄した。「戦力」はこれをもつことを認めない、というのが憲法九条です。戦力を保持しないのですから、戦力を行使する「交戦権」も認めない、というのは当然の帰結であります。

しかし、現実の日本国（日本国民）は現憲法下で自衛隊という世界有数の「戦力」（武力＝軍事力）を待ち、この自衛隊「戦力」による個別的自衛権のみならず集団的自衛権も認められている、と解釈する。これは憲法前文及び第九条を全否定するものです。その仕上げとしての法制化が安保法制でした。これはこれまで繰り返されてきた強行採決（民主主義・手続き的正義に反する行為）の最たるものでした。

更に我が国首相（安倍晋三氏）は憲法を改正（改悪）して、自衛隊〔国軍〕を九条3項に明示するという。安倍首相の改憲発言は（一見加憲〔公明党他の論理〕のような言辞を用いて）九条の中に矛盾を持ち込み、条文を攪乱していずれ現実に憲法条文を合わせる〔九条一項、二項を骨抜きにし、仕上げは削除する〕策術であろう。

自衛隊を軍隊と改称することは、自衛隊が実体的に軍隊・軍備を整備している以上、事実であるから憲法と現実・実態の齟齬の解消となるというのであろうが、このことは「国の交戦権は、これを認めない」とする憲法の規定を攪乱し、すり抜けようとするものである。こうした数々の骨抜き（解釈）の総仕上げとして、最後の砦（「交戦権の否定」）一武器の使用を認めてこなかった現憲法の条項一をつき崩し、自衛隊の海外での武力行使を実質すべて容認するという、実に憲法第九条に自衛隊を明文化するとは、日本国憲法前文（平和憲法の屋台骨）を否定するに等しいものである。

自民党改憲勢力の「日本国憲法改憲草案」・自主憲法の制定はこれによって実質完成するであろう。彼らにとって「言」は軽く、「法・ことば」は有って無きが如しである。立憲政治などとうの昔から眼中にないのであろう。実に政治家の驕慢というほかない。「法治・立憲主義」を否定し、天皇を元首としてその権威を利用する「人治」主義（その実質は行政権の長＝内閣総理大臣による「専制政治」にほかならない）することは、「倫理的天然自然主義」とも批判された日本人の「無責任体制」構造一戦前・戦中の「天皇制軍国主義」がもたらした破局の歴史一侵略と残虐、悲惨な敗戦と二千三百十余万に上る戦争犠牲、アジア民衆の生活破壊の歴史一を再び繰り返すことにつながるであろう。

憲法改正（改悪）は自民党改憲派の具体的日程に上った。国民は現憲法の「非武装平和（九条）」に生きるか、憲法を改悪して実体化した武装平和（軍拡による国防）をとるのか、いずれかを選択する時に直面している。

戦争という手段・軍備と交戦権を放棄したからこそその戦後70年の平和である。世界は全（世界）市民の「平和的生存権」の実現に向かって進んでいる。日本国憲法前文と九条の下に「平和主義・眞の国際協調」を実現するためにも、自衛隊の武装を解除して「国際援助・救助隊」に改組し、憲法に合わせて現実を改革すること—日本友和会の年来の主張—こそ、敗戦国・日本国民の進むべき道ではないのか。私たちは将来に亘って眞に世界の平和と人類の幸福（さいわい）に貢献する方途を選択しよう。

それは二度と戦争をしない・させない・殺さない・殺させない「九条」の道である。

2、自衛隊を世界災害救助隊に—

日本国憲法九条第三項に自衛隊を武装解除し「世界災害救助隊」として明記しよう。

自衛隊員一人ひとりの生命を、人間を殺すためではなく、世界の人々の生命を救うために用いられるよう転換しよう。

日々、人間を殺す訓練を強いられている彼らを“人殺し”訓練の呪縛から解放しよう。彼らの訓練（内容）を世界の災害救助、支援に役立つ技術と能力の向上、平和創造のためと限定しよう一国家という狭隘な「国益」に縛られることのない、「世界市民」の平和創造のために。

日本国民が自衛隊員の「平和的生存権」を「憲法」をもって保障することは、日本民族ひいては世界の人々の「平和的生存権」を保障する道であると確信しよう。

世界（国連）は今、「平和的生存権」の確立に向けて進んでいる。

日本友和会は、年来の主張である「自衛隊を武装解除し、世界災害救助隊」として、日本国憲法第九条第三項に明記することを主張しよう。

その時には、芦田修正と言われる「前項の目的を達するため」（第九条2項の文言）を削除し、九条（戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否定）と自衛隊（軍隊）の両方を支持するという、これまでの我ら（日本人）の迷妄の根を除去しよう。

国民主権のこの国で、憲法制定「権力」を「時の内閣」の手から「永久・普遍の人民の良心」の手のなかに取りもどそう。日本と世界の真実（まこと）の平和のために。